

## 基本的な考え方

### 1. 指針改定の趣旨

本県では、平成17年3月に淡海ユニバーサルデザイン行動指針を策定し、すべての人が個人として互いに尊重し合い、等しく社会に参加し、家庭や地域社会でいきいきと生活できるユニバーサル社会の実現を目指し、各種施策に取り組んできた。

**策定以降の様々な制度や概念、また社会的環境の変化を踏まえるとともに、2025年に本県で開催される国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会を好機として捉え、社会全体に一層ユニバーサルデザインの推進を図るため、指針を改定する。**

### 2. 指針の位置づけ・性格

<指針の位置づけ>

- だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例第7条の2に基づく福祉のまちづくりに関する施策を総合的に実施するために、施策の方向やその他必要な事項に関する「指針」

<指針の性格>

- ① 県における事業実施の基本的な考え方や方向性などを示した総合的な取組方針
- ② 市町、県民、事業者等における県と連携してユニバーサルデザインを推進するためのガイドライン

### 3. 指針の改定にかかる背景

(1) 制度や概念の変化

- ・ **障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)の国連採択**
- ・ **障害者基本法の改正、障害者差別解消法の制定**
- ・ **ユニバーサルデザイン2020行動計画の策定**
- ・ **滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の施行**
- ・ **読書バリアフリー法の施行**
- ・ **障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行**
- ・ **バリアフリー法の改正**

(2) 社会的環境の変化

- ・ 少子高齢化の進行、障害者の状況、国際化の進展、多様性・多様な価値観、ICT化の進展、**コロナ禍の影響**

### 4. 指針の期間・推進体制

- ・ **社会情勢を踏まえて、必要に応じて5年程度で見直す。**
- ・ **各市町・当事者団体等で構成する推進会議においてユニバーサルデザインを推進する。**

## ユニバーサルデザインの現状と課題

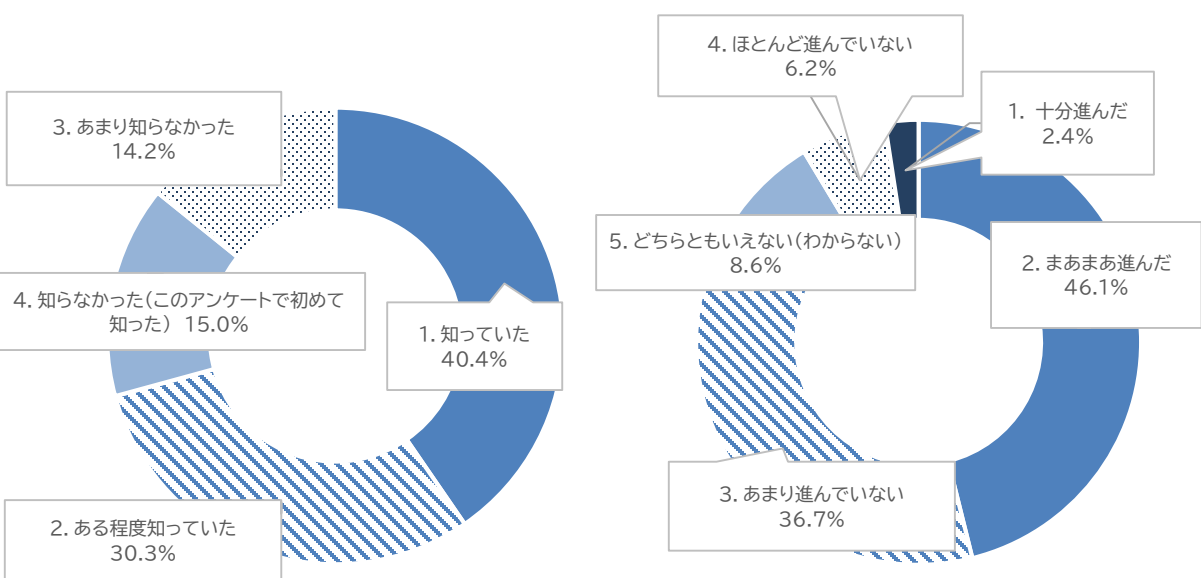
	これまでの取組	現状と課題
1 だれもが取り組むユニバーサルデザイン	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 県内の福祉団体、地域団体など約120の関係団体で構成する推進会議における福祉のまちづくり研修会の実施 ○参加者数：124人(H28) 42人(H29) 82人(H30) ※R1以降、コロナの影響により実績なし</li> <li>(2) みんなで進めるユニバーサルデザイン探検隊事業の実施(R元年度) ○施設等訪問：4施設、事例集発行：1,000部</li> <li>(3) 滋賀県福祉用具センターにおける高齢者疑似体験、車いす体験の研修 ○参加者数：10,296人：(H18~R3) ※R2以降、コロナの影響により休止</li> <li>(4) 滋賀の福祉を学ぶための福祉教材による福祉学習の推進 ○福祉学習の実施状況： 小学校 77.8% (H28) → 90.8% (R2) 中学校 73.8% (H28) → 90.3% (R2)</li> <li>(5) 事業者や地域の団体が障害のある人に必要な合理的配慮を提供するためにかかる費用の助成事業を実施 ○助成件数：181件(R1) 8件 (R2)</li> <li>(6) 「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」に関する職員向け研修の実施による障害者への理解促進 ○研修参加者数：452人(R1) 313人(R2) 488人(R3)</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行動指針の策定から17年が経過したが、ユニバーサルデザインの理解が十分広がっているとは言えず、ユニバーサルデザインに接する機会を増やし、理解を広めることが必要。</li> <li>・ 障害者権利条約で提唱された「障害の社会モデル」に対する理解を広めることが必要。</li> <li>・ 引き続き合理的配慮を提供しやすくする環境整備が必要。</li> <li>・ 小中学校をはじめ幅広く福祉を学ぶための支援が必要。</li> <li>・ 引き続き、県職員が障害のある人への差別解消に主体的に取り組めるよう研修等の機会を通じて、周知が必要。</li> </ul>
2 だれもが暮らしやすいまちづくり	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 公益的施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザインに配慮した整備 ○条例に基づく届出件数：4,749件 (H7~R3) 198件(H29) 206件(H30) 164件(R1) 153件(R2) 155件(R3)</li> <li>(2) 車いす利用者等用駐車場利用証制度の推進 ○車いす優先区画駐車場、思いやり区画駐車場設置状況 車いす優先区画：368(H30) → 827(R1) → 838(R2) → 1,075(R3) 思いやり区画用：391(H30) → 556(R1) → 577(R2) → 562(R3)</li> <li>(3) 歩行空間のユニバーサルデザイン化や歩道整備 ○特定道路におけるバリアフリー化率：70.3%(H28) 73.4%(H29) 75.8%(H30) 70.3%(R1) 88.9%(R2)</li> <li>(4) 条例に基づく整備基準等を解説した施設整備マニュアルの作成 ○作成(H17) → 改定(R2)</li> <li>(5) 交通信号機に視覚障害者用付加装置の機能を付加するなどの改良・高度化、歩車分離信号機の整備 ○視覚障害者用付加装置の整備：6箇所更新(R3) ○歩車分離信号機への改良：1基(H30)</li> <li>(6) 鉄道駅におけるエレベーター、エスカレーター等の整備に対して、市町に補助を実施 ○補助実績：JR甲南駅、JR新旭駅(H30) JR石部駅、比良駅(R2) ○駅バリアフリー化率(乗客1日3千人)：80.0%(H28) 88.9%(R2) 90.5%(R3)</li> <li>(7) バリアフリー法に基づき、市町において策定できる移動円滑化に係る事業を重点的かつ一体的な推進を図る構想 ○バリアフリー基本構想策定状況：策定済み12市町 未策定7市町</li> <li>(8) 公営住宅の建替等における住戸内等のバリアフリー化の推進 ○バリアフリー化実施率：86%(H28) 88%(H29) 89%(H30) 92.9%(R1) 100%(R2)</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ユニバーサルデザインの考え方による取組は道半ばであり、未だ社会にはバリアが多く存在。</li> <li>・ 新施設でのユニバーサルデザインは一定進む一方、既存の施設ではだれもが利用することに配慮されていないものもあるなど改善の余地があるものがある。</li> <li>・ 車いす利用者等用駐車場の適正利用と区画設置に向けての事業者への働きかけが必要。</li> <li>・ 特定道路について、引き続き、道路整備アクションプログラムに基づき、整備を進めることが必要。</li> <li>・ 駅のバリアフリー化を着実に進めていく必要がある。</li> <li>・ 条例に定められた整備基準は必要最低限のものであるにもかかわらず、それに沿った整備をすれば十分とする意識が見受けられることがある。</li> </ul>
3 だれもが使いやすいものづくり	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 福祉用具の改造・製作、貸出等 ○福祉用具の改造・製作状況：982件 (H18~R3) ○福祉用具展示品の試用評価および貸出：6,382件 (H20~R3)</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ユニバーサルデザインの製品の普及が必要。</li> <li>・ 福祉用具など、個々の利用者の状態や生活環境に対応する必要がある製品の制作等が必要。</li> </ul>
4 だれもが満足できるサービス・情報の提供	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 外見から分からなくても配慮を必要とすることを知らせるヘルプマークの普及啓発 ○配布数：1,978個 (H29) 3,186個(H30) 3,195個(R1) 2,700個(R2)</li> <li>(2) 障害当事者による県内施設のバリアフリー調査を実施し、調査結果をとりまとめたホームページを開設(R2) ○調査施設数：公共交通機関122駅、宿泊施設70施設</li> <li>(3) 手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員派遣 派遣回数：10,928回(H28) 8,406回(H29) 8,542回(H30) 8,810回(R1) 6,290回(R2) 7,540回(R3)</li> <li>(4) 滋賀県広報誌(滋賀プラスワン)の点字版・音声版発行など、県広報のユニバーサルデザイン化に取り組む。 ○滋賀プラスワン※1回の発行部数。年6回発行 音声版広報誌発行部数：271部(R1) 268部(R2) 264部(R3) 点字版広報誌発行部数：165部(R1) 163部(R2) 155部(R3) ○滋賀県議会だより※1回の発行部数。年5回発行 音声版発行部数：235部(R1) 233部(R2) 227部(R3) 点字版発行部数：159部(R1) 157部(R2) 153部(R3)</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者など様々な利用者にとって、必要な情報を分かる形で提供することが必要。</li> <li>・ 意思疎通支援が円滑に実施されるよう、意思疎通支援者の養成および人材確保に努める。</li> <li>・ 平成29年度から導入しているヘルプマークの配布により認知が拡大。</li> </ul>

## ユニバーサルデザインの認知度

※LINEアンケート調査(令和5年1月)

ユニバーサルデザインという言葉とその意味を知っていましたか。

バリアフリーやユニバーサルデザインがここ10年で進んだと思いますか。



# 「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」改定版(骨子案)



## 滋賀が進めるユニバーサルデザイン

<b>基本理念</b>	<p><u>県民一人ひとりが輝ける</u> <u>健やかな滋賀の実現</u> <u>～だれもが住みたくなる滋賀の</u> <u>まちづくりをすすめるために～</u></p>	<b>基本姿勢</b>	<p>(1) <u>多様な人々の違いを認め合い、だれもがその人らしく活躍できる共生社会の実現を目指します。</u></p> <p>(2) <u>先駆的に福祉実践に積極的に取り組んできた先人たちの精神、障害者福祉施策を大切にするとともに、新しい社会課題に積極的に取り組みます。</u></p> <p>(3) 県民、事業者、民間団体（自治会やNPO等）、市町、県の連携と協働による取組を推進します。</p> <p>(4) <u>障害者権利条約で提起された考え方（障害の社会モデル、インクルージョン、当事者参画）を根底に取組を進めます。</u></p> <p>(5) <u>持続可能な開発目標（SDGs）の「誰も取り残さない」視点を生かした取組を進めます。</u></p>
-------------	--	-------------	---

## ユニバーサルデザイン推進にあたっての方向性

基本方針	目指す方向
------	-------

<p>1 <b>だれもが取り組むユニバーサルデザイン</b></p>	<p>(1) 継続的な理解促進</p> <p>(2) <u>当事者参画の仕組みづくり</u></p> <p>(3) ひとづくり、学びの場づくり</p>	<p>① 県民一人ひとりによる共生社会の実現に向けて、ユニバーサルデザインや障害の社会モデルの考え方を様々な方法により広く県民に周知し、理解を広めます。</p> <p>② <u>外見からは分かりにくい障害や困難を抱えている人への理解促進を図ります。</u></p> <p>① <u>ユニバーサルデザインを進めるために様々な場面で利用者の声が反映される機会の確保や参画する仕組みを活用し、常に改良を続けていくという取組に努めます。</u></p> <p>① ユニバーサルデザインの考え方について、子どものときから生涯を通じて、学校や地域、職場等での学習する環境づくりを進めます。</p> <p>② <u>どの児童・生徒もわかりやすく学習できるように、授業のユニバーサルデザイン化を促進します。</u></p> <p>③ <u>障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ環境づくりを進める中で学校におけるユニバーサルデザインの意識の醸成を図ります。</u></p> <p>④ 施設の設置者、施設の整備に携わる事業者、製造事業者、交通事業者など様々な人を対象にユニバーサルデザインの意識づくりを広げます。</p> <p>⑤ 地域や職場などで、ユニバーサルデザインを推進するリーダーや、NPOをはじめとする民間団体やボランティアなどの育成や活動に参画します。</p> <p>⑥ <u>県職員が率先してユニバーサルデザインに基づく行動を実践できるよう人材育成を行います。</u></p>
<p>2 <b>だれもが暮らしやすいまちづくり</b></p>	<p>(1) 利用しやすい施設等</p> <p>(2) 移動しやすいまち</p> <p>(3) 快適に過ごせる住まい</p>	<p>① <u>多くの人が利用する施設の整備にあたっては、「Nothing about us without us（私たちのことを私たち抜きで決めないで）」という障害者権利条約の理念のもと、計画段階から利用者のニーズ把握や意見交換を行い、ユニバーサルデザインの考え方に基づいて、誰もがより利用しやすい施設となるよう当初から検討します。</u></p> <p>② 施設のユニバーサルデザイン化を進めるとともに、設置者や施設の整備に携わる事業者などに対する意識啓発を行い、施設の機能を維持し、さらに利用しやすい施設に改良していきます。</p> <p>③ 「ひと中心のまちづくり」を目指し、安全、安心で安らぎのあるまちづくりの実現に向けて、また、みんなが憩える空間やそこに至る経路も含めたユニバーサルデザインの導入を進め、まち全体の連続的、一体的な施設整備などを行っていきます。</p> <p>④ 「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に規定する整備基準への適合だけでなく、より望ましいとする整備基準への適合を目指すための取組を行います。</p> <p>⑤ 障害のある人に制限のない誰もが暮らしやすいまちづくりを進めるため、公共の交通機関や建物、公園等におけるバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の取組を進めます。</p> <p>⑥ <u>誰もが安全・安心で快適に楽しめる観光地の受入環境整備に取り組みます。</u></p> <p>① 「バリアフリー法」や「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」などに定める基準への適合を促進し、個々の施設整備にとどまらず、だれもが安全で快適に移動できる線的、面的基盤の整備を推進します。</p> <p>② だれもが安心して移動しやすいまちづくりを進めるために、公共交通機関や道路等における必要な整備を推進します。</p> <p>③ 国、県、市町等の道路管理者および交通事業者は一層連携して、円滑に移動ができるようにするとともに、人や自転車を主体においた交通ネットワーク形成を図ります。</p> <p>④ 様々な場面で利用者の声が反映される機会の確保や参画する仕組みづくりを検討し、だれもが気軽に外出できるよう、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた地域の公共交通、休憩できる場所、公衆トイレ、信号機等の整備を計画的に進めます。また、案内標識や案内表示についても、だれもが簡単に理解できる表示方法や色彩、設置場所などに配慮して整備するよう努めます。</p> <p>⑤ すべての人にとってわかりやすく使いやすい交通の実現に向けた交通施設のユニバーサルデザイン化の促進により、だれもが便利に出発地から目的地まで様々な交通機関を円滑に組み合わせて利用できる、シームレスな（継ぎ目のない）交通体系を構築します。</p> <p>① 「住まい」のユニバーサルデザイン化に関する情報提供を積極的に提供するとともに、住民に身近な相談窓口が有効に活用されるよう努めます。また、住宅のつくり手などには、ユニバーサルデザインについて啓発したり知識を広めます。</p> <p>② 公共賃貸住宅のユニバーサルデザイン化を率先して推進します。</p>
<p>3 <b>だれもが使いやすいものづくり</b></p>	<p>(1) 製品開発</p> <p>(2) 製品の利用促進</p>	<p>① 利用者の意向を反映し、身体的な特性や障害に関わりなく、だれもが使いやすい「ものづくり」をめざす研究機関や事業者等の取組を促し、開発と普及に努めます。</p> <p>② 県内事業者に対して、ユニバーサルデザインへの理解と製品開発につながるよう働きかけを行います。</p> <p>③ 個々の利用者の状態や生活環境に対応した福祉用具等を開発します。</p> <p>① ユニバーサルデザイン製品についての情報を広く提供していきます。</p> <p>② 率先してユニバーサルデザインの製品の購入、利用に努め、事業者によるユニバーサルデザイン製品の供給を促します。</p> <p>③ 県におけるユニバーサルデザインの公共調達を検討します。</p>
<p>4 <b>だれもが満足できるサービス・情報の提供</b></p>	<p>(1) 利用しやすいサービスの提供</p> <p>(2) わかりやすい情報の提供</p>	<p>① 利用者の特性や違いに対応したコミュニケーション手段を取り、また、他の部署や機関と連携しながら、多様できめ細かなサービスの提供に努めます。</p> <p>② 行政、事業者側における積極的な情報公開、情報提供を進めます。</p> <p>① 利用者から求められている情報の把握に努め、様々な媒体を利用して、表現や表示を工夫したわかりやすい情報提供、情報の信頼性の向上を進めます。</p> <p>② 公共空間における表示等について、より分かりやすく、だれにとってもやさしいデザインの導入を進めます。</p> <p>③ ITを活用した情報発信を進めるなど、様々な利用者が迅速かつ的確に情報を得られる環境整備を進めます。</p> <p>④ 非常災害時に、高齢者や障害者、外国人など、だれもが的確に行動し、安全を確保できるように配慮した防災情報の提供、防災訓練の実施や参加の促進をはじめとした防災体制の整備に努めます。</p> <p>⑤ <u>行政が実施する会議等において、合理的配慮の提供の考え方にに基づき、だれもが参加できる環境整備を推進します。</u></p> <p>⑥ <u>県の情報発信や申請手続き等について、より分かりやすく、だれもが利用できるよう、アクセシビリティ（利用しやすさ）を高めます。</u></p>

## 連携と協働による推進

○県の役割 ○市町、県民、事業者、民間団体に期待される役割





県の具体的な取組例	
項目	主な関連事業・取組
<p>1 だれもが取り組むユニバーサルデザイン</p>	<p>(1) 継続的な理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① ユニバーサルデザインの理解促進のための情報発信、研修、事例収集、普及啓発</li> <li>② 滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証交付の推進および適正利用の普及啓発</li> <li>③ 多機能トイレ等の配慮が必要な人が利用するトイレの適正利用の普及啓発</li> <li>④ じんけんミニフェスタ／人権ふれあい啓発におけるユニバーサルデザインに関するクイズの実施</li> <li>⑤ ヘルプマークの普及啓発（イベントにおける啓発、講演会・研修会等における周知、市町の配布窓口の設置等）</li> <li>⑥ 県職員に対し、障害特性に応じた対応方法や合理的配慮の提供、障害当事者が参画される会議における留意点の具体例等の周知・啓発</li> </ul>
	<p>(2) 当事者参画の仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 様々な当事者団体で構成する福祉のまちづくり推進会議において、ユニバーサルデザインに関する意見交換の実施</li> <li>② 障害者施策推進協議会等において、障害当事者の参画を進めることで、当事者視点からの意見を活用した政策決定の促進</li> </ul>
	<p>(3) ひとつくろ学びの場づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 県庁および市町職員をはじめ企業、県民向け研修会の実施</li> <li>② 小中学校や地域学習の機会等、またどのような人・場面でも福祉を学ぶことができる教材の活用促進</li> <li>③ 小学生を対象にした障害理解のための学習用資材を作成・配布</li> <li>④ 知的障害・発達障害など外見からわかりにくい障害特性について理解を深めるための疑似体験学習を支援</li> <li>⑤ どの児童・生徒もわかりやすく学習できるよう、授業のユニバーサルデザイン化の促進</li> <li>⑥ 県庁各所属に設置するユニバーサルデザイン推進員による職員への啓発やユニバーサルデザインの視点を反映した事業の実施</li> <li>⑦ 「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」に基づく、出前講座や県職員に対する研修の実施</li> <li>⑧ 災害発生時に外国人県民等を支援する災害時外国人サポーター（ボランティア）の養成</li> <li>⑨ 地域アドボケーター（滋賀県地域相談支援員）を各地域に配置し、障害者差別解消相談員と連携</li> <li>⑩ 誰もが参加し楽しめる文化芸術プログラムを開催</li> <li>⑪ 美術館において、受付に筆談具の配置、幼児向けの展覧会ガイドブックの制作、特別支援学校の団体鑑賞受入れ、展覧会の一部において「触れる展示」の実施</li> </ul>
<p>2 だれもが暮らしやすいまちづくり</p>	<p>(1) 利用しやすい施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 市町によるバリアフリー法に基づく、「バリアフリー基本構想」や「バリアフリーマスタープラン」の策定を支援</li> <li>② 国の建築設計標準等を参考に「望ましい基準」を分かりやすく掲載した「施設整備マニュアル」の活用を促進</li> <li>③ 不特定かつ多数の人が日常的に利用する公共的施設の整備に関して、「福祉のまちづくり条例」に定める整備基準への適合を推進し、人にやさしい福祉のまちづくりの考え方を普及</li> <li>④ 県庁舎におけるバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の進捗調査</li> <li>⑤ 車いす使用者等用駐車場利用証制度に基づく対象区画設置および駐車場登録の協力依頼</li> <li>⑥ 庁舎等については、公共施設等マネジメント基本方針に基づき、整備する必要性の高い施設においてエレベーターやバリアフリースイットイレを設置</li> <li>⑦ 県立学校については、トイレの洋式化を進めるとともに、バリアフリー法に基づき、バリアフリースイットイレやエレベーター、スロープ等を設置</li> <li>⑧ わたS H I G A輝く国スポ・障スポの市町の競技会場施設におけるバリアフリー化への財政支援</li> <li>⑨ 県営都市公園において、駐車場、園路およびトイレのユニバーサルデザイン化を推進</li> <li>⑩ インバウンドに対応した、ウェブサイトの多言語化や地域の実情に応じた多言語案内、デジタルサイネージの整備、施設での多言語解説の整備などの促進</li> <li>⑪ 食品アレルギー等健康関連の表示や屋外における受動喫煙防止対策への取組、バリアフリー化など、誰もが安全、安心で快適に楽しめるユニバーサルツーリズムに向けた環境整備等の推進</li> </ul>
	<p>(2) 移動しやすいまち</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 安全で安心して利用できる歩道等の構造等を示した「近江の道づくりマニュアル」に基づき、段差や勾配などに配慮した歩道等の整備</li> <li>② バリアフリー法に基づく重点整備地区内の特定道路について、スムーズに移動でき、暮らしやすい街づくりのために、面的な道路のバリアフリー化を推進</li> <li>③ バリアフリー基本構想に基づき必要性の高い場所を選定し、音響式信号機などを整備</li> <li>④ 国のバリアフリー化方針に基づき、鉄道駅のエレベーターや内方線付き点状ブロックの整備等について、市町と連携して鉄道事業者を支援</li> <li>⑤ 国との協調支援の仕組みにより、公共交通移動等円滑化基準に適合したバス車両への転換が進むよう、路線バスの車両購入に対しバス事業者へ補助</li> <li>⑥ 地方バス路線の運行を確保するため、路線バス事業者やコミュニティバス等の運行事業を行う市に対する補助</li> <li>⑦ 地域の生活交通を確保するため、交通不便地を対象としたデマンド運行型のコミュニティバス等の運行事業を行う市に対する補助</li> </ul>
	<p>(3) 快適に過ごせる住まい</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① バリアフリー化等のリフォームに係る相談体制の充実や幅広い世代の方を対象にしたセミナーの開催等による啓発</li> <li>② 高齢者や障害者、外国人世帯等であることを理由にした入居拒否を行わないセーフティネット住宅の普及や登録促進</li> <li>③ 県営住宅においてエレベーターの設置や段差の解消、手すりの設置等、ユニバーサルデザインに配慮した整備の推進</li> <li>④ 高齢者や障害者が快適に過ごすことができるように応急仮設住宅における簡易舗装や段差解消のためのスロープなどの設置</li> </ul>



県の具体的な取組例	
項目	主な関連事業・取組
3 だれもが使いやすいものづくり	(1) 製品開発 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 県内事業者に対するユニバーサルデザインについての研修やセミナーの実施</li> <li>② 福祉用具の開発、改造の支援および研修等の実施</li> </ul>
	(2) 製品の利用促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>① イベント開催時におけるユニバーサルデザイン製品の展示など普及促進</li> </ul>
4 だれもが満足できるサービス・情報の提供	(1) 利用しやすいサービスの提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 幅広い世代に対する消費者啓発とともに、年齢層や特性に応じた媒体を活用して、実際の被害事例など消費生活に関する情報を提供</li> <li>② 消費者の年齢層や特性に応じ、様々な場面で活用できる啓発資料等を作成・配布</li> <li>③ 読書バリアフリーの普及啓発</li> <li>④ 当事者等による県内鉄道駅および宿泊施設のバリアフリー調査結果のホームページによる情報提供</li> <li>⑤ 県立図書館におけるポルトガル語やアジア各国語等、外国にルーツを持つ人々の母語で書かれた資料の収集整備・提供等の多文化サービスの実施</li> <li>⑥ 県立図書館における大活字本・朗読CD等、「アクセシブルな資料」の収集整備・提供等の障害者等サービスの実施</li> </ul>
	(2) わかりやすい情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 県に対して、意見が伝えにくい環境にある方については、関係団体を介するなどの方法により、意見の収集</li> <li>② 県民の理解と信頼を得られるように、データや根拠を示し、できる限り専門用語を避けるなど、受け手の視点に立った分かりやすい表現</li> <li>③ 誰もが重要な県政情報を得られるように、手話通訳や字幕の挿入など、情報アクセシビリティの向上</li> <li>④ 情報の受け手のメディア利用傾向に応じた適切な媒体を組み合わせる発信</li> <li>⑤ 情報弱者が生じないように、WEB媒体を活用した広報のみではなく、広報誌や新聞折込チラシ等の従来の媒体も活用</li> <li>⑥ 文化施設やイベントのサービス提供などを伝えるアイコンを作成</li> <li>⑦ 関係機関と連携した多言語による行政・生活情報の発信</li> <li>⑧ デジタル機器に不慣れな高齢者等を地域で継続して支援する「おうみデジタル活用サポーター」の養成</li> </ul>

## さまざまな主体に期待される具体的な取組例

### 市町

- まちづくりや教育など様々な分野でユニバーサルデザインの施策の展開
- まちづくりに関する計画の策定
- 学習の場でのユニバーサルデザインについて知り、学ぶ機会の提供、啓発 など

### 民間団体のみなさん

- ユニバーサルデザインの普及、行政や事業者などの連携、ネットワーク化
- ユニバーサルデザインの取組に対しての積極的な協力
- より良い取組への提案や、自ら実践すること など

### 県民のみなさん

- お互いの違いを理解し、相手の立場に立って考える思いやり
- 施設、製品、サービスなどの使いやすさを点検するなど、身近なこと、できることから主体的に行動
- ユニバーサルデザインの取組に意見、評価、支援を行う/NPOやボランティア活動に積極的に参加 など

### 事業者のみなさん

- 利用者の視点に立った施設整備、製品開発、サービスの提供、また、普及啓発やリーダー育成
- 企画立案の段階から、またできあがった後も、多くの利用者から意見を聴き、反映させる仕組みづくり
- 利用者、他事業者、民間団体、大学、行政など交流・連携してユニバーサルデザインの推進活動 など